

東広島市在宅医療・介護連携推進事業業務 公募型プロポーザル参加表明書作成要領

本件業務に係るプロポーザルの参加表明書の提出に当たっては、「東広島市在宅医療・介護連携推進事業業務公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」及び本要領を遵守すること。

1 提出書類

参加表明書の提出書類の様式は、次に示すとおりとする。

- (1) 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第1号
- (2) 多職種との連携に関する実績調書・・・・・・・・・・・・ 様式第2号
- (3) 主務担当者が所有する医療・介護・福祉関係のいずれかの資格を証する書類の写し（所持資格の免許証等）
- (4) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書であって、発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。）

2 参加表明書（様式第1号）の記載要領

プロポーザルの参加表明者による記名捺印のうえ提出すること。

3 実績資料等の記載要領及び添付書類

- (1) 多職種との連携に関する実績調書（様式第2号）
 - ア 手続開始の公示の日（以下「公示日」という。）時点の内容を記入すること。
 - イ 主担当者の保有資格へは、医療・介護・福祉関係のいずれかの資格を記載すること。また、多職種と連携した実績のある相談記録等を10件分添付すること。提出する際は、氏名等の個人情報に配慮すること。
 - ウ 1枚で記載しきれない場合は、2枚以上となっても構わないとすることとする。
※なお、実績及び資格がない場合は選定しない。
- (2) 市町村税納税証明書（滞納のない証明）
 - 法人又は個人事業主について提出することとする。
 - ア 東広島市への納税義務がある場合
契約の委任を受けた支店・営業所等（契約の委任がない場合は、本社・本店）がある市町村に関わらず、納税証明書交付請求書（市ホームページに様式有り）を用いて、東広島市収納課又は各支所窓口に請求すること。プロポーザル実施に係る手続き開始の公示の日から起算して3か月前までに納付すべき市税に滞納がない旨を証するもので、複写も可とする。
 - イ 東広島市への納税義務がない場合
契約の委任を受けた支店・営業所等がある市町村（契約の委任がない場合は、本社・本店の所在地）において、納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもので、証明日が参加表明書提出日から起算して3か月前までのものに限る。各市町村の指定する

様式を用いて請求すること。複写も可とする。

4 提出部数

「1 提出書類」にある (1) ~ (5) 各1部

5 留意事項

- (1) 用紙の大きさは、A4判とする。
- (2) 本要領に定めのない書類及び図面等については受理しない。
- (3) 虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。